

●衆議院議員定数不均衡是正訴訟(最高裁判決)

総選挙施行年月	格差	格差判決(評決)		判決理由
1972年12月 33回総選挙	4.99倍	1976年4月 大法廷	違憲・事情判決	選挙による投票価値の平等は憲法の平等原則の要請であり、格差が一般的に合理性を有すると到底考えられない程度に達し、合理的期間内における是正が行われない場合に違憲となる。約5倍の格差は合理性を有するとは到底考えられない。事情判決の法理を援用し、選挙は無効にしない。
1980年6月 36回総選挙	3.94倍	1983年11月 大法廷	合憲＝格差は違憲状態	75年の公選法改正で不平等は一応解消したが、選挙時には格差が違憲の程度に達した。しかし、選挙は改正から約5年後で、国会に認められた格差是正のための合理的期間内にあり、合憲。
1983年12月 37回総選挙	4.40倍	1985年7月 大法廷	違憲・事情判決	格差が拡大の一途をたどっていたのに、83年大法廷判決で既に違憲状態が指摘されていた定数で選挙を実施したことは、国会に認められた合理的期間内には是正が行われなかったと評価せざるを得ない。
1990年2月 39回総選挙	3.18倍	1993年1月 大法廷	合憲＝格差は違憲状態	86年の公選法改正で不平等状態は解消したが、選挙時には憲法の選挙権の平等に反する程度に達した。改正から選挙まで3年余りで、格差が86年選挙当時の最大格差と著しく離れていないことを考えると、合理的期間内には是正されなかったと断定するのは困難。
2009年8月 45回総選挙	2.304倍	2011年3月 大法廷	合憲＝違憲状態	09年総選挙は、投票価値の平等要求に反するものである。小選挙区比例代表並立制が導入されて10年以上が経過し、その間に国勢調査も行われており、本制度導入の際採用された、一人別枠方式を維持する合理性はない。しかし、直前に行われた05年総選挙について同様の訴訟が起きた際、最高裁が合憲の判断を行っているから、国会が合理的期間内には是正しなかったものが合理的期間内には是正しなかったものとは言えない。よって、今後速やかに一人別枠方式を廃止し、選挙区割り変更を行う必要がある。